

チャイルドシートはいつまで（何歳まで）必要？

法律による使用義務の年齢は6歳未満でも、
身長が140cmに達するまでは使用を推奨

チャイルドシートの使用が法律で義務付けられている年齢は、6歳未満の子どもです。では、子どもが6歳になったら、チャイルドシートは使わなくていいのでしょうか？
2008年、後部座席でもシートベルトの着用が義務付けられました。チャイルドシートを卒業しても、車のシートベルトは着用しなければなりません。そして、車のシートベルトが着用できるのは、身長が140cmに達してから。子どもの年齢が6歳を過ぎて、身長140cmに達するまでの間、子どもの安全をどう確保しますか？
それにはチャイルドシートを使うしか方法はありません。
車内の安全は、車に乗る人全員がシートベルトかチャイルドシートを必ず使用することで確保できます。



写真の女の子は、身長116cm。肩ベルトは首にかかっています。腰ベルトも、柔らかいおなかの位置まで上がっています。この状態で大きな衝撃を受けると、首や内臓を損傷する危険性もあります。身長140cmに達するまでは、チャイルドシートを使用しましょう。



出典：令和3年度学校保健統計（文部科学省）より